

勤労者職業能力開発法

[施行 2016. 7. 28]

[法律第 13902 号、2016. 1. 27, 一部改正]

雇用労働部（職業能力政策課）044-202-7272

HP－法令 10

第 1 章 総則（改正 2008. 12. 31）

（目的）

第 1 条 この法律は、勤労者の生涯にわたる職業能力開発を促進・支援し、産業の現場で必要とする技術・技能人材を養成し、産学協力等に関する事業を遂行することにより、勤労者の雇用促進・雇用安定及び社会・経済的地位向上と企業の生産性向上を図り、もって社会・経済の発展に資することを目的とする。（改正 2010. 5. 31）

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義意は、次のとおりとする。

（改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4、2012. 2. 1、2014. 5. 20）

1. 「職業能力開発訓練」とは、勤労者に職業に必要な職務遂行能力を習得・向上させるために実施する訓練をいう。
2. 「職業能力開発事業」とは、職業能力開発訓練、職業能力開発訓練課程・媒体〔方法？〕の開発及び職業能力開発に関する調査・研究等を行う事業をいう。
3. 「職業能力開発訓練施設」とは、次に掲げる施設をいう。
 - カ. 公共職業訓練施設：国家・地方自治体及び大統領令で定める公共団体（以下「公共団体」という。）が、職業能力開発訓練のために設置した施設であって、第 27 条により雇用労働部長官と協議し、又は雇用労働部長官の承認を受けて設置した施設
 - ナ. 指定職業訓練施設：職業能力開発訓練のために設立・設置された職業専門学校・実用専門学校等の施設であって、第 28 条により雇用労働部長官が指定した施設
4. 「勤労者」とは、事業主に雇用されている者及び就職する意思のある者をいう。
5. 「技能大学」とは、「高等教育法」第 2 条第 4 号による専門大学であって、学位課程である第 40 条による多機能技術者課程又は学位専攻深化課程を運営するとともに職業訓練課程を併設し、運営する教育・訓練機関をいう。

[条文改正 2008. 12. 31]

（職業能力開発訓練の基本原則）

第 3 条

- (1) 職業能力開発訓練は、勤労者個人の希望・適性・能力に適合するように、勤労者の生涯をかけて体系的に実施されなければならない。
- (2) 職業能力開発訓練は、民間の自律と創意性が尊重されなければならない、労使の参加及び協力を基に実施されなければならない。
- (3) 職業能力開発訓練は、勤労者の性別、年齢、身体的条件、雇用形態、信仰又は社会的身分等により差別して実施されてはならず、すべての勤労者に均等な機会が保障されるようにしなければならない。
- (4) 次の各号に掲げる者を対象にする職業能力開発訓練は、重要視されなければならない。

(改正 2011. 9. 15)

1. 高齢者・障害者
 2. 「国民基礎生活保障法」による受給権者
 3. 「国家有功者等優遇及び支援に関する法律」による国家有功者及びその遺族又は家族並びに「報勲補償対象者支援に関する法律」による報勲補償対象者及びその遺族又は家族
 4. 「5・18 民主有功者優遇に関する法律」による 5・18 民主有功者とその遺族又は家族
 5. 「除隊軍人支援に関する法律」による除隊軍人及び転役予定者
 6. 女性勤労者
 7. 「中小企業基本法」による中小企業（以下「中小企業」という。）の勤労者
 8. 製造業の生産職に従事する勤労者
 9. 日雇勤労者、短時間勤労者、期間を定めて勤労契約を締結した勤労者、一時的な事業に雇用された勤労者
 10. 「派遣勤労者保護等に関する法律」による派遣勤労者
- (5) 職業能力開発訓練は、教育関係法による学校教育及び産業現場と緊密に連携するようにしなければならない。
 - (6) 職業能力開発訓練は、勤労者の職務能力及び雇用の可能性を高めることができるように、地域・産業現場の需要が反映されなければならない。

(<新設 2016. 1. 27)

[条文改正 2008. 12. 31]

(国家及び事業主等の責務)

第 4 条

- (1) 国家及び地方自治体は、勤労者の生涯にわたる職業能力開発のために、事業主・事業主団体及び勤労者団体等が行う職業能力開発事業並びに勤労者が自律的に受講する職業能力開発訓練等を促進・支援するために必要な施策を講じなければならない。この場合において、国家は、地方自治体が講じた施策を施行するために必要な支援を行うことができる。

(改正 2010. 5. 31)

- (2) 事業主は、勤労者を対象に職業能力開発訓練を実施し、職業能力開発訓練に多くの勤労者が

参加するようにし、勤労者に職業能力開発のための休暇を与え、又は人材開発担当者（職業能力開発訓練施設及び企業等において職業能力開発事業の企画・運営・評価等を行う者をいう。以下同じ。）を選任する等職業能力開発訓練の条件を整備するために努めなければならない。

- (3) 勤労者は、自己の適性と能力に応じた職業能力開発のために努力しなければならず、国家・地方自治体又は事業主等が行う職業能力開発事業に協力しなければならない。
- (4) 事業主団体、勤労者団体、第 22 条の 2 による地域人的資源開発委員会及び「産業発展法」第 12 条第 2 項による産業部門別人的資源開発協議体（以下「産業部門別人的資源開発協議体」という。）等は、職業能力開発訓練が産業の現場の需要に適合したものになるように、産業部門別職業能力開発訓練需要調査等必要な努力をしなければならない。（新設 2010. 5. 31）
- (5) 職業能力開発訓練を実施する者は、職業能力開発訓練に関する相談・就職指導、選抜基準の整備等を行うことにより、勤労者が自己の適性と能力に応じた職業能力開発訓練を受けられるように努めなければならない。（改正 2010. 5. 31, 2016. 1. 27）

[条文改正 2008. 12. 31]

（職業能力開発基本計画の樹立）

第 5 条

- (1) 雇用労働部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、「雇用政策基本法」第 10 条第 1 項による雇用政策審議会の審議を経て、勤労者の職業能力開発促進に関する基本計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を 5 年ごとに樹立・施行しなければならない。（改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4）
- (2) 職業能力開発基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。（改正 2010. 5. 31, 2016. 1. 27）

1. 職業能力開発に関する政策の基本方向
2. 直前の職業能力開発基本計画に関する評価
3. 「雇用政策基本法」第 16 条による人材の需給動向及び展望を反映した職業能力開発訓練の需給に関する事項
4. 勤労者が自律的に行う職業能力開発訓練に対する支援に関する事項
5. 事業主が勤労者のために実施する職業能力開発事業に対する支援に関する事項
6. 勤労者団体、事業主団体又は産業部門別人的資源開発協議体等が行う職業能力開発事業に対する支援に関する事項
7. 産業発展の推移及び労働市場の人材需給状況を勘案して国家経済の持続的な発展に必要な人材の養成に関する事項
8. 第 8 条による職業能力開発訓練の標準設定、職業能力開発訓練教師及び人材開発担当者の育成・支援、職業能力開発訓練媒体及び方法の開発・普及等職業能力開発訓練の条件の整

備に関する事項

9. 職業能力開発訓練と資格の係に関する事項

10. 職業能力開発事業の評価に関する事項

11. その他の勤労者の雇用促進及び雇用安定のために職業能力開発事業を行う必要があると認められる事項

- (3) 雇用労働部長官は、職業能力開発基本計画を樹立する場合には、事業主団体及び勤労者団体等関連機関・団体等の意見を取りまとめなければならず、必要であると認められるときには、関係行政機関、地方自治体及び公共団体の長（以下「関係行政機関長等」という。）に対し資料の提出を要請することができる。（改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4）
- (4) 雇用労働部長官が職業能力開発基本計画を樹立したときは、直ちに国会の所管常任委員会に報告しなければならない。（新設 2016. 1. 27）

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発情報網の構築)

第6条

- (1) 雇用労働部長官は、職業能力開発に関する情報の収集・管理・提供、勤労者の職業能力開発経歴の管理及び職業能力開発と資格の効率的係のために、職業能力開発情報網を構築しなければならない。（改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4）
- (2) 雇用労働部長官は、職業能力開発事業を行う者又は関係行政機関長等に対し、職業能力開発情報網の構築・運営に必要な資料の提出を求めることができる。職業能力開発事業を行う者又は関係行政機関長等は、特別な事情がない限り、その求めに積極的に協力しなければならない。（改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4）
- (3) 雇用労働部長官は、関係行政機関長等が職業能力開発情報網を活用して業務を処理することができるように、必要な措置を講じなければならない。（新設 2010. 5. 31、2012. 2. 1）

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

(職業能力開発に関する調査・研究)

- 第7条 雇用労働部長官は、勤労者の職業能力開発のための政策の樹立及び制度の改善のために必要な調査・研究・開発を行うことができる。（改正 2010. 6. 4）

(職業能力開発訓練の管理)

- 第7条の2 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練が一層高い成果を達成することができるように、次の各号の業務を遂行できる。

1. 職種別・水準別職業能力開発訓練支援基準の整備

2. 職業能力開発訓練施設等に対する認証
3. 職業能力開発訓練施設等が国家又は地方自治体から受けた支援金・融資金等の運用実態に関する監査
4. 職業能力開発訓練課程に関する審査等成果管理のための業務
5. 職業能力開発訓練課程に関する不正行為の調査及び分析
6. その他の職業能力開発訓練の成果を高めるために必要な事項

[本条新設 2016. 1. 27]

(職業能力開発訓練の標準)

第8条

- (1) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練の相互互換・認定・交流が可能となるように、職業能力開発訓練に関連した技術・資源・運営等に関する標準（以下「職業能力開発訓練の標準」という。）を定めることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練の標準を定めようとする場合には、事業主団体及び勤労者団体等関連機関・団体等の意見を取りまとめなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、教育部長官と協議して、「資格基本法」第5条による国家職能標準に基づき、職業能力開発訓練及び資格を連係する体系を構築する等職業能力開発訓練が資格又は学歴と関連するように努力しなければならない。 (新設 2016. 1. 27.)
- (4) 第1項により職業能力開発訓練の標準を定める手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(訓練契約及び権利・義務)

第9条

- (1) 事業主及び職業能力開発訓練を受けようとする勤労者は、職業能力開発訓練に伴う権利・義務等に関し、訓練契約を締結することができる。
- (2) 事業主は、前項による訓練契約を締結するときには、当該職業能力開発訓練を受ける者が、職業能力開発訓練を履修した後に事業主が指定する業務に一定期間従事するようにすることができる。この場合、その期間は5年以内とするものの、職業能力開発訓練期間の3倍を超過できない。
- (3) 第1項による訓練契約を締結しない場合には、雇用勤労者が受けた職業能力開発訓練に関しては、その勤労者が勤労を提供したものとみなす。
- (4) 第1項による訓練契約を締結しない事業主は、職業能力開発訓練を「勤労基準法」第50条による勤労時間（以下「基準勤労時間」という。）内に実施することとするものの、当該勤労者と合意した場合には、基準勤労時間以外の時間に職業能力開発訓練を実施することができ

る。

- (5) 基準勤労時間以外の訓練時間に関しては、生産施設を利用し、又は勤務場所において行う職業能力開発訓練の場合を除き、延長勤労と夜間勤労に該当する賃金を支給しないことができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(訓練手当)

第 10 条 職業能力開発訓練を実施する者は、職業能力開発訓練を受ける訓練生に訓練手当を支給できる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(災害慰労金)

第 11 条

- (1) 職業能力開発訓練を実施する者は、当該訓練施設で職業能力開発訓練を受ける勤労者（「産業災害補償保険法」を適用される者を除く。）が職業能力開発訓練中にその職業能力開発訓練により災害を被った場合には、災害慰労金を支給しなければならない。この場合において、委託による職業能力開発訓練を受ける勤労者に関しては、その委託者が災害慰労金を負担することとするものの、委託された者の訓練施設の欠陥その他の委託された者に責任がある理由により災害が発生した場合には、委託された者が災害慰労金を支給しなければならない。
- (2) 前項による災害慰労金の支給の基準及び手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(公共団体の職業能力開発事業)

第 11 条の 2 公共団体は、勤労者の職業能力開発のために、次の各号の事業をすることができる。

1. 第 12 条第 1 項各号に掲げる者に対する職業能力開発訓練
2. 第 15 条による国家基幹・戦略産業職種の人材需給のための職業能力開発訓練
3. 職業能力開発事業に関する調査・教育・広報事業
4. 職業能力開発訓練課程・媒体及び方法等の開発・普及事業
5. 職業能力開発訓練教師及び人材開発担当者の養成及び能力開発事業
6. その他の大統領令で定める事業

[条文改正 2010. 5. 31]

[第 18 条で移動 (2010. 5. 31)]

(所要財源)

第 11 条の 3 この法律による職業能力開発事業及びその支援又は融資に必要な財源は、一般会計、「雇用保険法」による雇用保険基金等による。

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 41 条から移動 (2010. 5. 31)]

(国際協力の増進)

第 11 条の 4 雇用労働部長官は、勤労者の職業能力開発に関して外国人の機能・技術訓練、勤労者の職業能力開発に関する国際会議の開催及び参加等国際機構・外国政府又は外国機関との交流・協力事業を行うことができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 19 条から移動 (2010. 5. 31)]

(職業能力開発政策等の審議・調整)

第 11 条の 5 職業能力開発関連主要政策の樹立・調整、関連事業の連係・効率化等のために、「雇用政策基本法」第 10 条による雇用政策審議会において次の各号に関する事項を審議する。

1. 職業能力開発のための主な政策及び計画の樹立
2. 中央行政機関、地方自治体、中央行政機関及び地方自治体から職業能力開発訓練を委託された者が実施する職業能力開発訓練の調整
3. 地域別・産業別の人材及び職業能力開発訓練需要の調査・分析並びにその結果の活用
4. 職業能力開発訓練施設及び職業能力開発訓練教師の養成・支援
5. 職業能力開発訓練の制度改善に関連する意見の提示
6. その他の職業能力開発に関連して委員長が会議にかける事項

[本条新設 2016. 1. 27]

第 2 章 勤労者の自律的な職業能力開発支援等 (改正 2010. 5. 31)

(失業者等に対する職業能力開発訓練支援等)

第 12 条

(1) 国家及び地方自治体は、次の各号のいずれか一つに該当する者 (以下「失業者等」という。) の雇用促進及び雇用安定のために職業能力開発訓練を実施し、又は職業能力開発訓練を受ける者に費用を支援することができる。

(改正 2010. 5. 31)

1. 失業者
2. 「国民基礎生活保障法」による受給権者、女性家長 (?) 又は青少年であつて大統領令で定める要件に該当する者
3. 削除 (2010. 5. 31)
4. 削除 (2010. 5. 31)
5. 削除 (2010. 5. 31)
6. その他の大統領令で定める者

- (2) 前項により実施する職業能力開発訓練の対象、訓練課程の要件、訓練手当、その他の職業能力開発訓練に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

第 13 条 削除 (2010. 5. 31)

第 14 条 削除 (2010. 5. 31)

(国家基幹・戦略産業職種に対する職業能力開発訓練の実施)

第 15 条

- (1) 国家及び地方自治体は、次の各号の職種（以下「国家基幹・戦略産業職種」という。）に対する円滑な人材需給のために必要な職業能力開発訓練を実施することができる。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 国家経済の基幹になる産業のうち人材が不足している職種
2. 情報通信産業・自動車産業等国家戦略産業のうち人材が不足している職種
3. その他の産業の現場の人材需要増大により人材を養成する必要があるとして雇用労働部長官が告示する職種

- (2) 国家基幹・戦略産業職種の選定基準及び手続き、訓練対象、訓練課程の要件、訓練手当、その他の職業能力開発訓練に必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2010. 5. 31)

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

(職業能力開発訓練の委託等)

第 16 条

- (1) 第 12 条及び第 15 条による職業能力開発訓練を実施しようとする国家又は地方自治体は、大統領令で定める者と委託契約を締結して職業能力開発訓練を実施することができる。

(改正 2010. 5. 31)

- (2) 前項により職業能力開発訓練を委託した者は、これを委託された者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、是正を要求し、又は委託契約を解約することができる。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合には、委託契約を解約しなければならない。

(改正 2010. 5. 31)

1. 偽り又はその他の不正な方法により委託を受けた場合
2. 偽り又はその他の不正な方法により訓練費用を受け、又は受けようとした場合
3. 委託契約に違反して職業能力開発訓練を実施した場合

4. 是正要求に従わない場合
5. 第 58 条による報告及び資料提出命令に従わず、又は虚偽を伴った場合
- (3) 国家又は地方自治体は、前 2 項により委託契約が解約された者（同項第 2 号に該当して委託契約が解約された者のうち訓練費用が大統領令で定める金額未満のものを除く。）に関しては、その解約の日から 5 年の範囲で第 1 項による職業能力開発訓練の委託並びに第 19 条及び第 24 条による職業能力開発訓練課程の認定をしないことができる。 （改正 2010. 5. 31）
- (4) 削除 (2010. 5. 31)
- (5) 削除 (2010. 5. 31)
- (6) 削除 (2010. 5. 31)
- (7) 第 1 項から第 3 項までの規定による委託契約の内容、委託の基準、是正要求、委託契約の解約、その他の委託の実施に必要な事項は、大統領令で定める。 （改正 2010. 5. 31）
- [条文改正 2008. 12. 31]

(勤労者の自律的職業能力開発支援)

第 17 条

- (1) 雇用労働部長官は、勤労者（失業者等を除く。以下この条で同じ。）の自律的な職業能力開発を支援するために、勤労者に対し次の各号の費用を支援し、又は融資することができる。 （改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4）
1. 第 19 条により雇用労働部長官の認めた職業能力開発訓練課程の受講費用
 2. 「高等教育法」による専門大学又はこれと同等の水準以上の学歴が認められる教育課程の授業料及びその他の納付金
 3. その他の前 2 号の費用に準ずる費用であって、大統領令で定める費用
 4. 削除 (2010. 5. 31)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による支援又は融資を行う場合において、次の各号の勤労者を優待することができる。 （改正 2010. 6. 4）
1. 大統領令で定める基準に該当する企業に雇用された勤労者
 2. 第 3 条第 4 項第 9 号又は第 10 号による勤労者のうち、大統領令で定める勤労者
- (3) 前 2 項による支援又は融資の要件・内容・手続き・水準及び優待支援に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 21 条から移動、従前の第 17 条は削除 (2010. 5. 31)]

(職業能力開発口座の発行及び運営)

第 18 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する者の自律的な職業能力開発を支援す

るために、職業能力開発訓練費用を支援する口座（以下「職業能力開発口座」という。）を発行し、これらの職業能力開発に関する履歴を総合的に管理する制度を運営することができる。（改正 2012. 2. 1）

1. 失業者等

2. 転職・創業等を準備している就業中の勤労者であって雇用労働部長官が定める者

(2) 雇用労働部長官は、前項各号のいずれか一つに該当する者が職業能力開発口座を活用して必要な職業能力開発訓練を受けられるよう、職業能力開発口座により訓練費用が支給される職業能力開発訓練課程（以下「口座適合訓練課程」という。）に関する情報を提供しなければならない。（改正 2012. 2. 1）

(3) 前 2 項による職業能力開発口座の発行、口座適合訓練課程の情報提供、その他の職業能力開発口座制度の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

[第 21 条の 2 から移動、従前の第 18 条は第 11 条の 2 に移動 (2010. 5. 31)]

(職業能力開発訓練課程・口座適合訓練課程の認定及び認定取消等)

第 19 条

(1) 第 17 条第 1 項第 1 号により勤労者が訓練費用の支援又は融資を受けることができる職業能力開発訓練を実施しようとする者及び口座適合訓練課程を運営しようとする者は、その職業能力開発訓練課程（口座適合訓練課程を含む。以下この条において同じ。）に関し雇用労働部長官の認定を受けなければならない。（改正 2012. 2. 1）

(2) 雇用労働部長官は、前項により職業能力開発訓練課程の認定を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、是正を命じ、又はその訓練課程の認定を取り消すことができる。ただし、第 1 号から第 4 号までの規定に該当する場合には、認定を取り消さなければならない。（改正 2012. 2. 1）

1. 偽りその他の不正な方法により前項による認定を受けた場合

2. 偽りその他の不正な方法により訓練費用の支援若しくは融資を受け、又は受けようとした場合

3. 職業能力開発訓練を受講する勤労者から偽りその他の不正な方法により費用を受け、又は受けようとした場合

4. 職業能力開発訓練を受講する勤労者に偽りその他の不正な方法により訓練費用の支援又は融資を受けさせるようとした場合

5. 前項により認定を受けた内容に違反して、職業能力開発訓練を実施した場合

6. 是正命令に従わない場合

7. 第 58 条による報告及び資料提出命令に従わず、又は虚偽を伴っている場合

(3) 前項により認定が取り消された者（前項第 2 号から第 4 号までの規定に該当し、認定が取り

消しになった者であって費用が大統領令で定める金額未満の場合を除く。) に関しては、その取り消しの日から5年の範囲で第16条第1項による職業能力開発訓練の委託及び第1項又は第24条による認定をしないことができる。

- (4) 第1項による職業能力開発訓練課程に対する認定の範囲・要件・内容及び有効期間、その他の必要な事項は、大統領令で定める。
- (5) 第2項及び第3項による是正命令及び認定取消しの細部基準、認定取消し理由別の具体的な認定制限期間、その他の必要な事項は雇用労働部令で定める。

(改正 2012. 2. 1)

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第19条は第11条の4に移動 (2010. 5. 31)]

第3章 事業主等の職業能力開発事業支援等 (改正 2010. 5. 31)

(事業主及び事業主団体等に対する職業能力開発支援)

第20条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する職業能力開発事業を実施する事業主又は事業主団体・勤労者団体又はその連合体 (以下「事業主団体等」という。) に対し、その事業に必要な費用を支援し、又は融資することができる。 (改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)
1. 勤労者職業能力開発訓練 (委託して実施する場合を含む。)
 2. 勤労者を対象とする資格検定事業
 3. 「雇用保険法」第19条第2項による企業 (以下「優先支援対象企業」という。) 又は中小企業が共同して優先支援対象企業又は中小企業で勤務する勤労者等のために実施する職業能力開発事業
 4. 職業能力開発訓練のために必要な施設 (寮を含む。) 及び装備・機資材を設置・補修すること等の事業
 5. 職業能力開発に関する調査・研究、職業能力開発訓練課程及び媒体の開発・普及等の事業
 6. 削除 (2010. 5. 31)
 7. その他の大統領令で定める事業
- (2) 雇用労働部長官は、前項による支援又は融資をする場合は、次の各号のいずれか一つに該当する職業能力開発事業を実施する事業主又は事業主団体等を優待することができる。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 当該事業主以外の他の事業主に雇用された勤労者を対象とする職業能力開発訓練
2. 国家基幹・戦略産業職種に関する職業能力開発訓練
3. 「勤労者参加及び協力増進に関する法律」第21条により労使協議会で議決された勤労者の教育訓練及び能力開発基本計画により実施される職業能力開発訓練 (労使協議会がない

場合にあつては、労働組合又は勤労者の過半数を代表する代表者と協議して樹立された訓練計画により実施される職業能力開発訓練をいう。)

4. 有給休暇（「勤労基準法」による月次・年次有給休暇を除く。）を付与して行う職業能力開発訓練
 5. 前項第3号に該当する職業能力開発事業
 6. 大統領令で定める基準に該当する企業の事業主が実施する職業能力開発事業
- (3) 前2項による支援又は融資の要件・内容・手続き・水準及び優待支援に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

第21条 [削除]

[第21条は第17条に移動 (2010. 5. 31)]

(産業部門別人的資源開発協議体の職業能力開発事業支援)

第22条

- (1) 雇用労働部長官は、産業部門別職業能力開発事業を促進するために、産業部門別人的資源開発協議体、勤労者団体及び事業主団体等が次の各号のいずれか一つに該当する職業能力開発事業を実施する場合は、その産業部門別人的資源開発協議体に対して必要な費用を支援し、又は融資することができる。
- (改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4、2016. 1. 27)

1. 産業部門別人材需給及び職業能力開発訓練需要に関する調査・分析
2. 資格及び職業能力開発訓練基準の開発・普及
3. 職業能力開発訓練課程及び媒体等の開発・補完・普及事業
4. 削除 (2010. 5. 31)
5. 削除 (2010. 5. 31)
6. その他の第1号から第3号までの事業に準ずる職業能力開発事業であつて大統領令で定める事業

- (2) 前項による支援又は融資の要件・内容・手続き及び水準に必要な事項は、大統領令で定める。
- (改正 2010. 5. 31)

- (3) 削除 (2010. 5. 31)

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

(地域人的資源開発委員会の構成・運営等)

第22条の2

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号に関する事項を審議するために、地域別に人的資源開発委員会

(以下「地域人的資源開発委員会」という。)を設置・運営することができる。

1. 地域人材養成基本計画の樹立
 2. 地域内人材及び教育訓練需要調査
 3. 地域教育訓練機関及び課程に関する現況調査
 4. 地域内人的資源開発関連財源の配分及び調整
 5. 地域内人材養成事業の連係及び評価
 6. 当該地域において中央行政機関及び地方自治体が実施する人材養成事業の効率化のための改善及び予算反映意見の提示
 7. その他の地域の人的資源開発活性化のために必要な事項であって大統領令で定める事項
- (2) 地域人的資源開発委員会の構成・運営及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2016. 1. 27]

(地域人的資源開発委員会に対する支援等)

第 22 条の 3

- (1) 雇用労働部長官又は地方自治体の長は、予算の範囲内で、地域人的資源開発委員会の運営に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。
- (2) 中央行政機関の長、地方自治体の長等が地域単位の人材養成事業を推進し、又はその計画を樹立するときは、地域人的資源開発委員会の意見を聴かなければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、地域人的資源開発委員会が実施する教育訓練需要調査及び人材養成基本計画の樹立を支援するために、専門研究機関を指定することができる。

[本条新設 2016. 1. 27]

(職業能力開発団体の職業能力開発事業支援)

第 23 条

- (1) 雇用労働部長官は、大統領令で定める非営利法人又は非営利団体（以下「職業能力開発団体」という。）が実施する職業能力開発事業に必要な費用を支援し、又は融資することができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による支援又は融資の要件・内容・手続き及び水準に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(費用支援・融資関連書類の保存)

第 23 条の 2

- (1) 第 12 条・第 20 条・第 22 条及び前条により職業能力開発事業費用の支援・融資を受ける者（職

業能力開発訓練を委託されて実施する者を含む。)及び第17条第1項第1号により勤労者が訓練費用の支援又は融資を受けることができる職業能力開発訓練を実施しようとする者は、雇用労働部令で定める関連書類を3年間保存しなければならない。ただし、職業能力開発訓練の実施のための施設(寮を含む。)及び装備・機資材の設置・保守に使用される費用の支援・融資に関する書類の保存期間は、10年の範囲内で雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

- (2) 前項による書類は、「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号による電子文書により作成・保存することができる。

(新設 2010. 5. 31、2012. 6. 1)

[本条新設 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練課程の認定及び認定取消等)

第24条

- (1) 第20条及び前条により職業能力開発訓練を実施しようとする者(職業能力開発訓練を委託されて実施しようとする者を含む。)は、その職業能力開発訓練課程について雇用労働部長官から認定を受けなければならない。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

- (2) 雇用労働部長官は、前項により職業能力開発訓練課程の認定を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、是正を命じ、又はその訓練課程の認定を取り消すことができる。ただし、第1号から第4号までの規定に該当する場合は、認定を取り消さなければならない。

(改正 2010. 5. 31、2012. 2. 1)

1. 偽り又はその他の不正な方法により前項による認定を受けた場合
2. 偽り又はその他の不正な方法により費用又は融資を受け、又は受けようとした場合
3. 職業能力開発訓練を委託した事業主・事業主団体等から偽り又はその他の不正な方法により費用を受け、又は受けようとした場合
4. 職業能力開発訓練を委託した事業主・事業主団体等が偽り又はその他の不正な方法により訓練費用の支援又は融資を受けるようにした場合
5. 前項により認定を受けた内容に違反して職業能力開発訓練を実施した場合
6. 是正命令に従わなかった場合
7. 第58条による報告及び資料提出命令に従わず、又は虚偽によった場合

- (3) 前項により認定が取消しとなった者(第2項第2号から第4号までの規定に該当して認定が取消しとなった者のうち費用が大統領令で定める金額未満の場合を除く。)については、その取消日から5年の範囲内で第16条第1項による職業能力開発訓練の委託並びに前項及び第19条による認定をしないことができる。

(新設 2010. 5. 31)

- (4) 第1項による職業能力開発訓練課程についての認定の範囲・要件・内容及び有効期間、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

(新設 2010. 5. 31)

- (5) 第2項及び第3項による是正命令及び認定取消しの細部基準、認定取消理由別の具体的な認

定制限期間、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(新設 2010. 5. 31、2012. 2. 1)

[条文改正 2008. 12. 31]

[題名改正 2010. 5. 31]

第 25 条 [削除] [第 25 条は第 55 条に移動 (2010. 5. 31)]

第 26 条 [削除] [第 26 条は第 56 条に移動 (2010. 5. 31)]

第 4 章 職業能力開発訓練法人、職業能力開発訓練施設及び職業能力開発訓練教師〔指導員〕等 (改正 2010. 5. 31)

(公共職業訓練施設の設置等)

第 27 条

(1) 国家、地方自治体又は公共団体は、公共職業訓練施設を設置・運営することができる。この場合は、国家又は地方自治体が公共職業訓練施設を設置しようとするときは、雇用労働部長官と協議しなければならない、公共団体が公共職業訓練施設を設置しようとするときは、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。(改正 2010. 5. 31、2012. 2. 1)

(2) 雇用労働部長官は、前項により承認を受けた公共職業訓練施設が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その承認を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、その承認を取り消さなければならない。(改正 2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法により承認を受けた場合
2. 正当な理由なく継続して 1 年以上職業能力開発訓練を実施しない場合
3. その他のこの法律又はこの法律による命令に違反した場合

(3) 雇用労働部長官は、国家、地方自治体又は公共団体が設置した公共職業訓練施設の運営と関連して、当該機関に必要な資料の提出を要請することができる。

(新設 2010. 5. 31、2012. 2. 1)

(4) 第 1 項による協議又は承認に関する手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(指定職業訓練施設)

第 28 条

(1) 指定職業訓練施設を設立・設置し、運営しようとする者は、次の各号の要件を備えて雇用労働部長官の指定を受けなければならない。ただし、所属勤労者等の職業能力開発訓練のため

の専用施設を運営する事業主又は事業主団体等が指定を受けようとする場合は、第 2 号及び第 3 号の要件を備えなくともよく、委託されて職業能力開発訓練を実施しようとする者が指定を受けようとする場合は、第 3 号の要件を備えないことができる。

(改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)

1. 当該訓練施設を適切に運営できる人材・施設及び装備等を備えていること。ただし、施設の建築物用途は、「建築法」第 2 条第 2 項に適合しなければならない。
2. 当該訓練施設を適切に運営できる教育訓練の実施経歴〔実績〕を備えていること
3. 職業能力開発訓練を実施しようとする訓練職種別に当該職種に関連した第 33 条による職業能力開発訓練教師を 1 人以上置いていること。ただし、その訓練職種に関連した職業能力開発訓練教師を定めることができない場合は、この限りでない。
4. その他の職業能力開発訓練施設の運営に必要であると大統領令で定める要件を備えていること

(2) 前項により指定を受けた内容のうち大統領令で定める事項を変更しようとする場合は、雇用労働部長官から変更指定を受けなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(3) 第 1 項により指定を受けた者が、当該施設で 3 カ月以上職業能力開発訓練を実施せず、又は廃業をしようとする場合又は前項により大統領令で定めた事項以外の指定内容を変更しようとする場合は、雇用労働部長官に申告しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 前 3 項の規定による指定の内容及び細部基準、指定・変更指定・申告の手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(欠格事由)

第 29 条 前条による指定職業訓練施設の指定を受けようとする者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、同条による指定を受けることはできない。(改正 2010. 5. 31, 2015. 1. 20, 2016. 1. 27)

1. 被成年後見人・被限定後見人・未成年者
2. 破産宣告を受けて復権していない者
3. 禁固以上の刑を宣告され、その執行が終了し(執行が終了したものとみなす場合を含む。)、又は執行が免除された日から 2 年が過ぎていない者
4. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間内にある者
5. 裁判所の判決により資格が停止され、又は喪失した者
6. 第 31 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 8 号までの規定により指定職業訓練施設の指定が取消しになった日から 1 年が経過していない者又は職業能力開発訓練の停止処分を受けてその停止期間内にある者
7. 「生涯教育法」第 42 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号により生涯教育施設の設置認可

の取消又は登録の取消の処分を受けて 1 年が経過していない者又は生涯学習課程の運営停止処分を受けてその停止期間内にある者

8. 「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律」第 17 条により学院の登録抹消又は教習所の廃止処分を受けて 1 年が経過していない者又は学院・教習所の教習停止処分を受けてその停止期間内にある者
9. 第 16 条第 3 項による委託の制限又は第 19 条第 3 項・第 24 条第 3 項による認定の制限を受けている者
10. 法人の役員のうち前 9 号のいずれか一つに該当する者がいる法人

[条文改正 2008. 12. 31]

(訓練費)

第 30 条

- (1) 指定職業訓練施設を運営する者は、勤労者から訓練費を受けることができる。
- (2) 指定職業訓練施設を運営する者は、勤労者が職業能力開発訓練を引き続き受けることはできない場合又は指定取消・廃業等で職業能力開発訓練を継続することができない場合は、訓練費の返還等勤労者保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 前項による訓練費の返還理由、返還金額等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(指定職業訓練施設の指定取消等)

第 31 条

- (1) 雇用労働部長官は、第 28 条による指定職業訓練施設が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その是正を命じ、又はその指定を取り消し、若しくは 1 年以内の期間を定めて職業能力開発訓練の停止を命じることができる。ただし、第 1 号又は第 3 号（第 29 条第 1 号から第 8 号までの規定中いずれか一つに該当する場合に限る。）に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1、2016. 1. 27)
 1. 偽り又はその他の不正な方法により第 28 条による指定を受けた場合
 2. 第 28 条による指定要件を満たさなくなった場合（「建築法」等法令違反にともなう行政処分により当該施設を職業訓練の用途に使用できなくなった場合を含む。）
 3. 第 29 条各号のいずれか一つに該当することとなった場合
 4. 正当な理由なく継続して 1 年以上職業能力開発訓練を実施しない場合
 5. 変更指定を受けずに指定内容を変更する等不正な方法により指定職業訓練施設を運営した場合
 6. 訓練生を募集するときに過大広告又は虚偽の広告をした場合
 7. 是正命令に従わなかった場合

8. その他のこの法律又はこの法律による命令に違反した場合

- (2) 前項による是正命令・指定取り消し及び停止処分の詳細基準は、その処分理由及び違反の程度等を考慮して大統領令で定める。

(改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練法人の設立等)

第 32 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号による職業能力開発事業を目的とする非営利法人（以下「職業能力開発訓練法人」という。）の設立を許可することができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 職業能力開発訓練
2. 勤労者の職業能力開発のための調査・研究事業
3. 職業能力開発訓練課程及び媒体等の開発・普及事業

- (2) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練法人が次の各号のいずれか一つに該当するときは、是正を命じ、又はその法人の設立許可を取り消すことができる。ただし、第 1 号から第 3 号までの場合のうちいずれか一つに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法により設立許可を受けた場合
2. 設立許可条件に違反した場合
3. 目的達成が不可能な場合
4. 目的事業以外の事業を行った場合
5. 第 16 条第 3 項による委託の制限又は第 19 条第 3 項・第 24 条第 3 項による認定の制限を受け、又は第 31 条第 1 項により指定職業訓練施設の指定が取消しになった場合
6. この法律若しくはこの法律による命令又は定款に違反した場合
7. 正当な理由なく設立許可を受けた日から 6 カ月以内に目的事業を開始せず、又は 1 年以上事業実績がない場合

- (3) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練法人が収益事業を行う場合は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、その法人にその収益事業の是正又は停止を命じることができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 収益を目的事業以外の事業に使用した場合
2. 当該事業を継続することが職業能力開発訓練法人の目的に違背すると認められる場合

- (4) 職業能力開発訓練法人定款に記載する事項及び許可の要件・基準等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

- (5) 職業能力開発訓練法人に関してこの法律で規定していない事項に関しては、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練法人の解散の特例)

第 32 条の 2

- (1) 職業能力開発訓練法人が営利を目的とする指定職業訓練施設へと切り替えようとする場合は、「民法」第 77 条にかかわらず、雇用労働部長官の許可を受けて解散することができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項により雇用労働部長官の許可を受けようとする職業能力開発訓練法人は、解散許可申込書に残余財産処分計画書を添付して雇用労働部長官に提出しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項による解散及び前項による残余財産処分計画は、理事 3 分の 2 以上の同意を受けなければならない。
- (4) 第 1 項により解散する職業能力開発訓練法人は、「民法」第 80 条にかかわらず、その残余財産の全部又は一部を残余財産処分計画書で定めた者に帰属させることができる。この場合は、その財産の帰属を受けた者は、財産帰属日から 10 年の間、職業能力開発訓練以外の目的でその財産を処分し、又は変更してはならない。
- (5) 雇用労働部長官は、前項後段に違反した者に対して、大統領令で定めるところにより、処分・変更した財産に相当する金額以下の金額を徴収し、又は原状回復を命じることができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (6) 削除 (2016. 1. 27)
- (7) 第 5 項により徴収の命を受けてその期限までに徴収金を納付しない者に関しては、第 56 条第 4 項を準用する。
(改正 2010. 5. 31)
- (8) 第 4 項により帰属した財産の管理等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)
[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練教師等)

第 33 条

- (1) 職業能力開発訓練教又はその他の当該分野に専門知識がある者等として大統領令で定める者は、職業能力開発訓練のために勤労者を教える〔指導する〕ことができる。
- (2) 職業能力開発訓練教師になろうとする者は、第 36 条による職業能力開発訓練教師養成のための訓練課程を修了する等大統領令で定める基準を備えて、雇用労働部長官から職業能力開発訓練教師資格証の発給を受けなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 2 項により職業能力開発訓練教師資格証の発給を受けようとする者は、雇用労働部令で定めるところにより、手数料を支払わなければならない。
(新設 2010. 5. 31, 2012. 2. 1)
- (4) 職業能力開発訓練教師の種類、等級、資格基準、その他の職業能力開発訓練教師に関して必

要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2010. 5. 31)

[条文改正 2008. 12. 31]

(欠格事由)

第 34 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、前条による職業能力開発訓練教師になれない。

1. 被成年後見人・被限定後見人 (改正 2015. 1. 20)
2. 禁固以上の刑を宣告され、その執行が終了し(執行が終了したものとみなす場合を含む。)、又は執行が免除された日から 2 年が経過していない者
3. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間内にある者
4. 裁判所の判決により資格が喪失し、又は停止された者
5. 次条第 1 項第 1 号・第 3 号又は第 4 号により資格が取消しになった後 3 年が経過していない者

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練教師の資格の取消等)

第 35 条

(1) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練教師の資格を取得した者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その資格を取り消し、又は 3 年の範囲内でその資格を停止させることができる。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、資格を取り消さなければならない。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法により資格証の発給を受けた場合
2. 前条第 1 号から第 4 号までのいずれか一つに該当することとなった場合
3. 故意又は重大な過失により職業能力開発訓練に重大な支障を与えた場合
4. 資格証を貸与した場合

(2) 前項による資格の取消し及び停止処分に関する細部基準は、その処分理由及び違反の程度等を考慮して雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練教師の養成)

第 36 条

(1) 国家、地方自治体、公共団体又は雇用労働部長官が告示する法人・団体は、職業能力開発訓練教師養成のための訓練課程を設置・運営することができる。この場合は、国家及び地方自治体でない者が訓練課程を設置・運営するためには、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)

(2) 前項により承認を受けようとする者は、次の各号の要件を備えなければならない。

(改正 2016. 1. 27)

1. 職業能力開発訓練教師養成のための訓練課程を適切に運営できる人材・施設及び装備を備えていること
 2. 当該承認を受けようとする者は、その訓練課程を適切に運営できる教育訓練経歴を備えた者であること
 3. 第 29 条各号による欠格事由に該当しないこと
 4. その他の職業能力開発訓練教師養成のために必要であると大統領令で定める要件を備えていること
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項により承認を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、是正を命じ、又はその承認を取り消すことができる。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、その承認を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 偽り又はその他の不正な方法により承認を受けた場合
 2. 第 29 条各号のいずれか一つに該当することとなった場合。ただし、同条第 10 号に該当する場合であって 3 カ月以内にその役員を代えて任命した場合を除く。
 3. 前項による承認要件を充足できなくなった場合
 4. 正当な理由なく継続して 1 年以上職業能力開発訓練教師養成のための訓練を実施しない場合
 5. 是正命令に従わなかった場合
 6. その他のこの法律又はこの法律による命令に違反した場合
- (4) 第 1 項による訓練課程の種類、承認の手続き、第 2 項第 1 号・第 2 号による承認要件の細部基準、第 3 項による是正命令・承認取り消しの細部基準等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練教師の能力開発)

第 37 条

- (1) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練教師の能力開発のために職業能力開発事業ができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練教師の能力開発のための職業能力開発事業を行う者に対して必要な費用を支援し、又は融資することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 前 2 項による事業の内容、施行方法、支援の要件・内容・手続き及び水準に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(職業能力開発訓練の訓練基準)

第 38 条

- (1) 雇用労働部長官は、体系的で効果的な職業能力開発訓練のために、訓練の対象となる職種別に訓練の目標、教科内容及び施設・装備並びに教師等に関する訓練基準を定めることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による訓練基準の細部事項並びにその設定及び変更手続きに関しては、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

第 5 章 技能大学 (新設 2010. 5. 31)

(技能大学の設立)

第 39 条

- (1) 国家、地方自治体又は「私立学校法」による学校法人 (以下「学校法人」という。) は、産業現場で必要とする人材を養成して勤労者の職業能力開発を支援するために、技能大学を設立・経営することができる。
- (2) 国家が技能大学を設立・経営するためには、関係中央行政機関の長は教育部長官及び雇用労働部長官とそれぞれ協議しなければならない、地方自治体が技能大学を設立・経営するためには当該地方自治体の長は雇用労働部長官と協議をした後教育部長官の認可を受けなければならない。 (改正 2012. 2. 1、2013. 3. 23)
- (3) 学校法人が技能大学を設立・経営するためには、雇用労働部長官の推薦を経て、教育部長官の認可を受けなければならない。 (改正 2012. 2. 1、2013. 3. 23)
- (4) 技能大学を設立・経営しようとする者は、施設・設備等大統領令で定める設立基準を満たさなければならない。
- (5) 第 2 項又は第 3 項により教育部長官の認可を受けた技能大学は、職業能力開発訓練施設であるとみなし、技能大学はその特性を考慮して他の名称を使用することができる。

(改正 2013. 3. 23)

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 39 条は第 53 条に移動 (2010. 5. 31)]

(課程の区分等)

第 40 条

- (1) 技能大学の教育・訓練課程は、次の各号の課程に区分する。 (改正 2012. 2. 1)
1. 多技能技術者課程：二以上の職種に関する技能及び知識を選択して保有することにより、製品の開発から製作に至るまでの前工程において生産性向上及び技術的問題の解決に寄与できる人材を養成するための教育・訓練課程

1の2. 学位専攻深化課程：技能大学又は専門大学を卒業した者の継続教育を促進・支援し、学士学位を授ける専攻深化課程

2. 職業訓練課程

カ. 技能者課程：専攻分野の最上級熟練技能及び生産管理技法に関する知識を保有することにより、ジョブ管理及び所属技能者の指導・監督等の業務を遂行する生産現場の中間管理者を養成するための職業訓練課程

ナ. 職業能力開発訓練の課程

ダ. その他の多技能技術者課程及び学位専攻深化課程以外の教育・訓練課程

(2) 技能大学の長（以下「学長」という。）は、多技能技術者課程及び職業訓練課程が均衡をもって成就するように努力しなければならない。

(3) 技能大学は、第1項による教育・訓練課程のほかに、次の各号の事業を遂行できる。

(改正 2012. 2. 1)

1. 職業能力開発事業（職業能力開発訓練を除く。）

2. 中小企業技術指導及び創業保育〔育成〕センターの運営等産学協力事業

3. 雇用労働部長官、他の中央行政機関の長、地方自治体の長又は事業主等が委託する事業

4. 教育・訓練生の職業相談及び雇用促進事業

5. その他の地域住民の生涯能力開発等地域発展に寄与する事業

(4) 多技能技術者課程、学位専攻深化課程及び職業訓練課程の設置・運営に関する事項は、大統領令で定める。

(改正 2012. 2. 1)

[新設 2010. 5. 31]

[従前の第40条は第58条に移動 (2010. 5. 31)]

(学位専攻深化課程の認可等)

第40条の2

(1) 学位専攻深化課程を設置・運営しようとする者は、関連する多機能技術者課程を運営しなければならない。雇用労働部長官の認可を受けなければならない。

(2) 雇用労働部長官は、前項により学位専攻深化課程の設置を認可するときは、あらかじめ教育部長官と協議しなければならない。

(改正 2013. 3. 23)

(3) 前2項により設置・運営される学位専攻深化課程は、「高等教育法」第49条による専攻深化課程とみなす。

(4) 学位専攻深化課程に入学できる者は、同じ系列の技能大学又は専門大学を卒業した者であって関連分野に在職した経歴がある者とする。

(5) 前4項の規定による認可の基準、入学資格に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2012. 2. 1]

(単位の認定及び学位授与)

第 41 条

- (1) 学長は、次の各号のいずれか一つに該当する単位を、大統領令で定める範囲内で学則で定めるところにより、これを技能大学で取得した単位と認定することができる。(改正 2016. 1. 27)
1. 「高等教育法」第 2 条各号による学校以上の国内外の他の学校で取得した単位
 2. 「単位認定等に関する法律」第 7 条により認定された単位
 3. 「生涯教育法」第 2 条第 2 号による生涯学習機関で取得した単位
 4. 「兵役法」第 73 条第 2 項により入営又は服務によって休学中である者が遠隔授業を受講して取得した単位
- (2) 学長は、次の各号のいずれか一つに該当する者に、大統領令で定めるところにより、それに相当な単位を認定することができる。(改正 2010. 5. 31, 2016. 1. 27)
1. 「熟練技術奨励法」第 11 条により大韓民国名匠に選ばれた者
 2. 「熟練技術奨励法」第 13 条により熟練技術伝授者に選ばれた者
 3. 「熟練技術奨励法」第 20 条又は第 21 条による全国技能競技大会又は国際技能オリンピック大会で入賞した者
 4. 他の学校・研究機関等において専攻学科と関連した分野に関する学習・研究・実習した経歴があり、又は産業体で専攻学科と関連した分野で勤務した経歴がある者
 5. 1 年以上の職業能力開発訓練課程を修了した者
 6. 「国家技術資格法」による国家資格、「資格基本法」第 19 条により公認された民間資格又はその他の他の法令による資格を取得した者
- (3) 技能大学で多機能技術者課程を履修した者には、「高等教育法」第 50 条による専門学士学位と同等の水準の産業学士学位を授ける。

[本条新設 2010. 5. 31]

第 41 条の 2 (学位専攻深化課程に対する学位授与) 第 40 条の 2 により設置・運営される学位専攻深化課程に入学して学則で定める課程を履修した者には、「高等教育法」第 50 条の 2 第 1 項により学士学位を授ける。

[本条新設 2012. 2. 1]

(学則)

第 42 条

- (1) 学長は、技能大学を効率的に運営するために、学則を制定又は改正することができる。
- (2) 学長は、前項による学則を制定又は改正したときは、これを教育部長官及び雇用労働部長官に報告(「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による情報通信網を利用した報告を含む。)しなければならない。(改正 2012. 2. 1、2013. 3. 23)

- (3) 第 1 項による学則の制定及び改正手続き、記載事項、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 42 条は第 57 条に移動 (2010. 5. 31)]

(教員等の種別・資格及び定員)

第 43 条

- (1) 技能大学に、学長を置く。
- (2) 技能大学に置く教員は、学長のほか、教授・副教授及び助教授に区分する。
(改正 2011. 7. 21)
- (3) 技能大学には前項による教員のほか、大統領令で定めるところにより、第 33 条による職業能力開発訓練教師、産学兼任教員（関連分野の専門知識がある者であって当該関連分野に従事しながら技能大学の教員に兼任された者をいう。以下同じ。）、招へい教員（産業体、研究機関等で勤務した経歴がある者等であって専門的な技術・知識を必要とする教科を教えるために次条により任用された者をいう。以下同じ。）、時間講師及び助教を置くことができる。
(改正 2016. 1. 27)
- (4) 前 2 項による教員・産学兼任教員・招へい教員・時間講師及び助教になることができる者の資格基準に関する事項は、大統領令で定める。
- (5) 第 2 項及び第 3 項による教員及び職業能力開発訓練教師・産学兼任教員・招へい教員・時間講師・助教及びその他の事務職員の定員に関する事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 31]

(教員等の任用・定年・服務等)

第 44 条

- (1) 前条第 2 項による教員の任用は、教育関係法令で定めるところによる。ただし、「私立学校法」第 53 条第 1 項にかかわらず、「韓国産業人材公団法」第 26 条第 1 項により韓国産業人材公団傘下にある技能大学の学長は、当該技能大学を設立・経営する学校法人が雇用労働部長官の承認を受けて任用する。
(改正 2012. 2. 1)
- (2) 「教育公務員法」第 47 条第 1 項及び「私立学校法」第 53 条の 2 第 3 項にかかわらず、前条第 2 項による教員の定年は次の各号のとおりとする。
1. 国家が設立・経営する場合は、大統領令で定める
 2. 地方自治体が設立・経営する場合は、条例で定める。
 3. 学校法人が設立・経営する場合は、定款で定め、60 歳以上とする
- (3) 前条第 2 項による教員の服務に関する事項は、教育関係法令で定めるところによる。
- (4) 前条第 3 項による職業能力開発訓練教師・産学兼任教員・招へい教員・時間講師及び助教の

任用、定年、服務に関連した事項は、技能大学の特性を考慮して大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 44 条は第 59 条に移動 (2010. 5. 31)]

(教職員の派遣勤務及び施設・装備の活用)

第 45 条

- (1) 学長は、第 40 条による教育・訓練及び事業を効率的に遂行するために必要な場合は、当該技能大学の教職員を他の技能大学、「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団（以下この条において「韓国産業人材公団」という。））、雇用労働部長官が定めて告示する基準に適合した産業体（以下この条において「産業体」という。）等に一定期間派遣して勤務させ、又は他の技能大学の教職員、韓国産業人材公団及び産業体の職員等の派遣を受けて勤務させることができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (2) 学長は、第 40 条による教育・訓練及び事業を遂行するに当たって必要な場合は、当該技能大学の教育・訓練用施設及び装備を他の技能大学、韓国産業人材公団、大学、高等学校等に提供して使用させることができる。

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 45 条は第 60 条に移動 (2010. 5. 31)]

(事業計画の提出及び会計年度等)

第 46 条

- (1) 学長は、大統領令で定めるところにより、毎年当該会計年度の事業計画を作成して雇用労働部長官に提出しなければならない。ただし、二以上の技能大学を設立・経営する学校法人は、その法人が各技能大学別に事業計画を総合作成して提出することができる。(改正 2012. 2. 1)
- (2) 技能大学の会計年度は、政府の会計年度による。
- (3) 技能大学は、第 40 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの規定による事業の収入・支出を他の事業の収入・支出と区分して会計処理しなければならない。

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 46 条は第 61 条に移動 (2010. 5. 31)]

(授業料等)

第 47 条

- (1) 技能大学は、多技能技術者課程及び学位専攻深化課程の学生及び職業訓練課程の訓練生から、授業料及びその他の徴収金を受けることができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (2) 前項による授業料及びその他の徴収金に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2012. 2. 1)

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 47 条は第 62 条に移動 (2010. 5. 31)]

(技能大学及び学生等に対する支援)

第 48 条

- (1) 国家・地方自治体又は事業主等は、技能大学（付設学校を含む。以下この条において同じ。）の設立・経営者に対して、教育・訓練施設の設置、装備購入、学校運営等に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。（改正 2016. 1. 27）
- (2) 国家又は地方自治体は、技能大学の設立・経営のために必要であるときは、「国有財産法」又は「共有財産及び物品管理法」にかかわらず、技能大学の設立・経営者（国家、地方自治体又は公共団体が設立した学校法人に限る。）に国有・共有財産を無償で貸し付けることができ、又は建物及びその他の施設を築造するための使用・収益を許可することができる。
- (3) 国家又は地方自治体は、技能大学の多技能技術者課程及び学位専攻深化課程の学生及び職業訓練課程等の学生及び訓練生に対して、その在学期間中の教育・訓練に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。（改正 2012. 2. 1, 2016. 1. 27）

[本条新設 2010. 5. 31]

[従前の第 48 条は第 63 条に移動 (2010. 5. 31)]

(認可の取消等)

第 49 条

- (1) 教育部長官は、技能大学が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その設立認可を取り消すことができる。（改正 2013. 3. 23）
 1. 偽り又はその他の不正な方法により第 39 条による認可を受けたとき
 2. 第 39 条第 4 項による施設・設備等設立基準を満たさなくなったとき
 3. 定められた休暇期間を除いて、正当な理由なく 2 カ月以上授業をしないとき
- (2) 教育部長官が前項により技能大学の設立認可を取り消すためには、雇用労働部長官と協議しなければならない。（改正 2012. 2. 1, 2013. 3. 23）
- (3) 教育部長官は、第 1 項により技能大学設立認可を取り消すためには、聴聞をしなければならない。（改正 2013. 3. 23）

[本条新設 2010. 5. 31]

(学位専攻深化課程設置の取り消し等)

第 49 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、第 40 条の 2 第 1 項により学位専攻深化課程の設置認可を受けた技能大学が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その認可を取り消すことができる。

1. 偽り又はその他の不正な方法により第40条の2第1項による認可を受けた場合
 2. 第40条の2第5項による認可基準を満たさなくなった場合
 3. 定められた休暇期間を除いて、正当な理由なく2カ月以上授業をしない場合
- (2) 雇用労働部長官は、前項により学位専攻深化課程の設置認可を取り消すためには、教育部長官と協議しなければならない。 (改正 2013. 3. 23)
- [本条新設 2012. 2. 1]

(技能大学に対する監督等)

第50条

- (1) 雇用労働部長官は、技能大学及び技能大学を設立・経営する学校法人に関して、教育関係法令で定められた教育部長官の権限のうち次の各号の事項を委託されて掌握する。 (改正 2012. 2. 1、2013. 3. 23)
1. 技能大学及び技能大学を設立・経営する学校法人に対する指導・監督
 2. 技能大学を設立・経営する学校法人の役員就任の承認及びその取り消し
 3. 学校法人が設立した技能大学の教員の任免報告受理及び解職・解任等の要求に関する事項
 4. その他の大統領令で定める事項
- (2) 教育部長官及び雇用労働部長官は、技能大学又は技能大学の設立・経営者に必要な報告をさせ、又は資料を提出させることができる。 (改正 2012. 2. 1、2013. 3. 23)
- [本条新設 2010. 5. 31]

(類似名称の使用禁止)

- 第51条 技能大学ではない者は、技能大学又はこれと類似の名称を使用することはできない。 [本条新設 2010. 5. 31]

(他の法律との関係)

- 第52条 技能大学の設立・経営と関連してこの法律に定めていない事項は、教育関係法令のうち専門大学に関する規定を適用する。 [本条新設 2010. 5. 31]

(技術教育大学の設立・運営)

第52条の2

- (1) 「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団は、職業能力開発訓練教師等の養成及び職業能力向上訓練、その他の勤労者に対する職業能力開発訓練の支援等のために、教育部長官の認可を受けて、「私立学校法」による大学（以下「技術教育大学」という。）を設立・運営することができる。
- (2) 前項による技術教育大学の事業は、次の各号のとおりとする。

1. 職業能力開発訓練教師・実践工学技術者・人材開発担当者の養成及び職業能力向上訓練事業
2. 職業能力開発訓練及び工学教育に関する先導モデルの開発・運営及び普及事業
3. 勤労者等に対する遠隔訓練事業
4. 中小企業技術指導及び創業保育センターの運営等産学協力事業
5. 他の法令で担当することとされているもの及び雇用労働部長官、他の中央行政機関の長、地方自治体の長又は事業主等が委託する事業

[本条新設 2016. 1. 27]

第6章 職業能力開発事業の評価及び不正行為の制裁等

(改正 2008. 12. 31、2010. 5. 31)

(職業能力開発訓練施設等に対する評価)

第53条

(1) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練の質的水準を高めるために、次の各号に該当する者について、訓練実施能力、訓練成果等大統領令で定める事項に関する評価を実施することができる。 (改正 2012. 2. 1)

1. 第16条により職業能力開発訓練を委託されて実施した者
2. 第19条又は第24条により職業能力開発訓練課程の認可を受けて職業能力開発訓練を実施した者
3. 前2号の者のほか、中央行政機関の長又は地方自治体の長が委託した職業能力開発訓練を実施した者(雇用労働部長官が事前に当該中央行政機関の長又は地方自治体の長と協議して評価することに定めた者に限る。)
4. 職業能力開発訓練施設及び職業能力開発訓練法人

(2) 雇用労働部長官は、前項により評価を実施したときは、その結果を事業主、勤労者等が知ることが出来るように公開しなければならない。 (改正 2012. 2. 1)

(3) 第1項及び第2項による評価の対象、評価の内容、評価の方法及び結果の公開等に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

[第39条で移動 (2010. 5. 31)]

(職業能力開発訓練施設評価結果による差別支援)

第54条

(1) 雇用労働部長官は、この法律による支援又は融資をするときにおいて、第53条による評価結

果により差別〔差異〕をつけることができる。 (改正 2012. 2. 1)

(2) 前項による差別支援の基準、内容等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 31]

(不正行為による支援・融資又は、受講の制限)

第 55 条

(1) 国家又は地方自治体は、第 12 条又は第 15 条による職業能力開発訓練を受けており、又は受けていた勤労者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、偽り又は不正な方法により訓練費用及び訓練手当を支援され、又は支援されようとした日（第 2 号の場合は、委託契約が解約された日）から 3 年の範囲内で雇用労働部令で定める期間、第 12 条及び第 15 条による職業能力開発訓練の受講を制限し、又は第 17 条及び第 18 条による支援若しくは融資をしないことができる。 (改正 2012. 2. 1)

1. 偽り又はその他の不正な方法により訓練費用及び訓練手当を支援され、又は支援されようとした場合

2. 職業能力開発訓練を委託された者と共謀し、第 16 条第 2 項各号のいずれか一つに該当する行為を行い、委託契約が解約された場合

(2) 雇用労働部長官は、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条により費用の支援若しくは融資を受けようとし、又は既に受けた勤労者、事業主、事業主団体等、産業部門別人的資源開発協議体又は職業能力開発団体が、次の各号のいずれか一つに該当するときは、偽り又はその他の不正な方法により費用の支援若しくは融資を受けようとし、又は既に受けた日（第 2 号に該当する場合は、認定が取消しになった日）から 3 年の範囲内で雇用労働部令で定める期間、第 12 条及び第 15 条による職業能力開発訓練の受講を制限し、又は第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条による支援若しくは融資をしないことができる。

(改正 2012. 2. 1)

1. 偽り又はその他の不正な方法により費用を支援・融資受け、又は支援・融資を受けようとした場合

2. 第 16 条により職業能力開発訓練を委託されて実施する者又は第 19 条及び第 24 条により職業能力開発訓練課程の認定を受けて職業能力開発訓練を実施する者と共謀して、第 19 条第 2 項各号又は第 24 条第 2 項各号のいずれか一つに該当する行為を行い、認定が取消しになった場合

[条文改正 2010. 5. 31]

[第 25 条で移動 (2010. 5. 31)]

(不正受給額等の返還及び追加徴収)

第 56 条

- (1) 国家又は地方自治体は、第 16 条第 2 項により委託契約が解約された者又は前条第 1 項により受講若しくは支援・融資の制限を受けた勤労者が次の各号のどれか一つに該当する場合には、当該金額について返還を命じることができる。 (改正 2016. 1. 27)
1. 偽り又はその他の不正な方法により支援又は融資を受けた場合
 2. 支援金を支給目的と異なる用途に使用した場合
 3. 支援金を支給されるための要件を満たしていない場合
- (2) 雇用労働部長官は、第 19 条第 2 項若しくは第 24 条第 2 項により認定が取消しになった者又は前条第 2 項により受講若しくは支援・融資が制限される勤労者、事業主、事業主団体等、産業部門別人的資源開発協議体若しくは職業能力開発団体が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、当該金額について返還を命じることができる。 (改正 2012. 2. 1, 2016. 1. 27)
1. 偽り又はその他の不正な方法により支援又は融資を受けた場合
 2. 支援金を支給目的と異なる用途に使用した場合
 3. 支援金を支給されるための要件を満たしていない場合
- (3) 国家・地方自治体又は雇用労働部長官は、前 2 項により返還を命じる場合は、偽り又はその他の不正な方法により支援又は融資を受けた金額に関して、雇用労働部令で定める基準により次の各号の金額を追加して徴収することができる。 (改正 2012. 2. 1)
1. 第 16 条第 2 項により委託契約が解約された者又は第 19 条第 2 項若しくは第 24 条第 2 項により認定が取り消しになった者：次の各モクの区分による金額
 - カ. 不正受給額が大統領令で定める金額未満の場合：その金額の 5 倍以下の金額
 - ナ. 不正受給額が大統領令で定める金額以上の場合：その金額以下の金額
 2. 前条により支援・融資又は受講が制限される勤労者、事業主、事業主団体等、産業部門別人的資源開発協議体又は職業能力開発団体：不正受給額以下の金額
- (4) 国家・地方自治体及び雇用労働部長官は、前 3 項による返還金又は追加徴収金を期限内に納付しない場合は、国税又は地方税滞納処分の例により徴収することができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (5) 第 3 項による追加徴収の細部基準等必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2012. 2. 1)

[条文改正 2010. 5. 31]

[題名改正 2016. 1. 27]

[第 26 条で移動 (2010. 5. 31)]

(申告報奨金)

第 57 条

- (1) 雇用労働部長官は、この法律による職業能力開発事業をし、又は委託を受けた者の不正行為を申告する者に対して、予算の範囲内で報奨金を支給できる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 前項による不正行為の申告及び報奨金の支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 42 条で移動 (2010. 5. 31)]

第 7 章 補則及び罰則 (新設 2010. 5. 31)

(指導・監督等)

第 58 条

(1) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する者に、必要な報告を命じ、若しくは資料を提出させ、又は関係公務員等により職業能力開発訓練等をする場所に立ち入り、関係書類を調査させ、若しくは関係人に質問をさせる等指導・監督ができる。(改正 2010. 5. 31)

1. 第 16 条により雇用労働部長官から委託されて職業能力開発訓練を実施する者
2. 第 19 条又は、第 24 条により認定を受けた者
3. 第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条により支援又は融資を受ける者
4. 公共職業訓練施設を設置・運営する公共団体及び指定職業訓練施設を設置・運営する者
5. 職業能力開発訓練法人
6. 第 36 条により承認を受けて職業能力開発訓練教師の養成のための訓練施設又は訓練課程を運営する者
7. 第 59 条により業務を代行する者

(2) 雇用労働部長官が前項により調査をするときは、調査を受ける者にあらかじめ調査日時・調査内容等必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急の場合又はあらかじめ通知した場合はその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。

[新設 2010. 5. 31、2012. 2. 1]

(3) 第 1 項により立ち入り、指導・監督をする公務員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係人に示さなければならない。(改正 2010. 5. 31)

(4) 雇用労働部長官は、第 1 項による調査結果を調査を受けた者に書面で通知しなければならない。(新設 2010. 5. 31、2012. 2. 1)

(5) 第 1 項による報告の内容、報告の方法、資料の提出及び指導・監督に必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 40 条で移動 (2010. 5. 31)]

(業務の代行)

第 59 条

(1) 雇用労働部長官は、第 6 条から第 8 条まで、第 16 条（雇用労働部長官の所管業務に限る。）、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条、第 37 条、第 38 条及び第 53 条による業務の一部を、大統領令で定める者に代行させることができる。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4、2012. 2. 1)

(2) 前項による業務の代行手続き、業務代行にかかる費用の支援に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 44 条で移動 (2010. 5. 31)]

(権限の委任・委託)

第 60 条 雇用労働部長官は、この法律による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、地方雇用労働官署の長又は地方自治体の長に委任し、又は公共団体の長等大統領令で定める者に委託することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 45 条で移動 (2010. 5. 31)]

(罰則適用時の公務員擬制)

第 61 条 雇用労働部長官が前条により委託した業務に従事する者は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 46 条で移動 (2010. 5. 31)]

(聴聞)

第 62 条 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするためには、聴聞を実施しなければならない。

(改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4、2012. 2. 1)

1. 第 19 条第 2 項又は第 24 条第 2 項による職業能力開発訓練課程の認定の取り消し
2. 第 27 条第 2 項による公共職業訓練施設の承認の取り消し
3. 第 31 条第 1 項による指定職業訓練施設の指定の取り消し
4. 第 32 条第 2 項による職業能力開発訓練法人の設立許可の取り消し
5. 第 35 条第 1 項による職業能力開発訓練教師の資格の取り消し
6. 第 36 条第 3 項による訓練施設又は訓練課程の承認の取り消し
7. 第 49 条の 2 第 1 項による学位専攻深化課程設置認可の取り消し

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 47 条で移動 (2010. 5. 31)]

(規制の再検討)

第 62 条の 2 雇用労働部長官は、第 9 条による訓練契約及び権利・義務に関して、2016 年 1 月 1 日を基準として 2 年になる時点（毎 2 年となる 1 月 1 日前までをいう。）ごとにその妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

[本条新設 2016. 1. 27]

(罰則)

第 62 条の 3 偽り又はその他の不正な方法により、この法律による支援又は融資を受けた者は、3 年以下の懲又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2016. 1. 27]

(過怠金)

第 63 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 5. 31)

1. 第 11 条に違反して、災害慰労金を支給しなかった者
2. 第 23 条の 2 による費用支援・融資関連書類を保存しなかった者
3. 第 28 条第 3 項による申告をしなかった者
4. 第 30 条第 2 項に違反して、訓練費を返還しなかった者
- 4 の 2. 第 51 条に違反して、技能大学でない者で技能大学又はこれと類似の名称を使用した者
5. 第 58 条による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
6. 第 58 条による資料提出命令に従わず、又は虚偽の資料を提出した者
7. 第 58 条による関係公務員の質問に虚偽により答えた者又は関係公務員の指導・監督を拒否・妨害・忌避した者

(2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 48 条で移動 (2010. 5. 31)]

付則 (法律第 7298 号、2004. 12. 31)

(施行日)

第1条 この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。

(訓練課程の認定に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の際に、従前の規定により労働部長官から認定又は指定を受けて職業能力開発訓練を実施中である訓練課程は、当該訓練課程の終了時までは、第24条の改正規定による職業能力開発訓練課程の認可を受けたものとみなす。

(職業能力開発訓練施設に関する経過措置)

第3条

(1) この法律の施行の際に、労働部長官の承認を得て設置されていた公共職業訓練施設は、この法律第27条の規定により労働部長官の承認を得たものとみなす。

(2) この法律の施行の際に、労働部長官の指定を受けて設立されていた職業能力開発訓練施設は、この法律の施行日から2年間は、第28条の規定により労働部長官の指定を受けた指定職業訓練施設とみなす。
(改正 2006. 12. 21)

(職業能力開発訓練法人に対する経過措置)

第4条 この法律の施行の際に、従前の規定により設立許可を受けていた職業能力開発訓練法人は、第32条の規定により設立許可を受けた職業能力開発訓練法人とみなす。

(職業能力開発訓練教師資格に関する経過措置)

第5条 この法律の施行の際に、従前の規定により職業能力開発訓練教師の資格を取得していた者は、第33条の規定により職業能力開発訓練教師の資格を取得した者とみなす。

(職業能力開発訓練教師の欠格事由に関する経過措置)

第6条 第34条第6号の規定にかかわらず、この法律の施行の際に職業能力開発訓練教師資格の取消し処分を受けていた者に関しては、従前の例による。

(不正行為に対する処分に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際に、従前の第10条・第17条の2及び第28条の2の規定により労働部長官から受けた資格の取消し・停止、委託の制限及び認定・指定の制限等を受けていた者は、それぞれ第35条・第16条及び第25条の規定により資格取消し・停止、委託の制限及び認定の制限を受けたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前の行為に対する罰則及び過怠金の適用については、従前の規定による。

(他の法律の改正)

第 9 条 (略)

付則 (法律第 7298 号、2004. 12. 31)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

(訓練課程の認定に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際に、従前の規定により労働部長官から認定又は指定を受けて職業能力開発訓練を実施中である訓練課程は、当該訓練課程の終了時までは、第 24 条の改正規定による職業能力開発訓練課程の認可を受けたものとみなす。

(職業能力開発訓練施設に関する経過措置)

第 3 条

(1) この法律の施行の際に、労働部長官の承認を得て設置されていた公共職業訓練施設は、この法律第 27 条の規定により労働部長官の承認を得たものとみなす。

(2) この法律の施行の際に、労働部長官の指定を受けて設立されていた職業能力開発訓練施設は、この法施行日から 2 年間は、第 28 条の規定により労働部長官の指定を受けた指定職業訓練施設とみなす。
(改正 2006. 12. 21)

(職業能力開発訓練法人に対する経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の規定により設立許可を受けていた職業能力開発訓練法人は、第 32 条の規定により設立許可を受けた職業能力開発訓練法人とみなす。

(職業能力開発訓練教師資格に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行の際に、従前の規定により職業能力開発訓練教師の資格を取得していた者は、第 33 条の規定により職業能力開発訓練教師の資格を取得した者とみなす。

(職業能力開発訓練教師の欠格事由に関する経過措置)

第 6 条 第 34 条第 6 号の規定にかかわらず、この法律の施行の際に、職業能力開発訓練教師資格の取消し処分を受けていた者に関しては、従前の例による。

(不正行為に対する処分に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際に、従前の第10条・第17条の2及び第28条の2の規定により労働部長官から受けた資格取消し・停止、委託の制限及び認定・指定の制限等を受けた者は、それぞれ第35条・第16条及び第25条の規定により資格取消し・停止、委託の制限及び認定の制限を受けたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前の行為に対する罰則及び過怠金の適用については、従前の例による。

(他の法律の改正)

第9条 (略)

(他の法令との関係)

第10条 この法律の施行の際に、他の法令において従前の勤労者職業訓練促進法を引用又は準用していた場合は、この法律のうちそれに該当する規定がある場合は、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の当該条項をそれぞれ引用又は準用したとみなす。

付則 (法律第8294号、2007.1.26)

- (1) (施行日) この法律は、公布後3カ月が経過した日から施行する。
- (2) (職業能力開発訓練の委託制限及び追加徴収に関する経過措置) 第16条第1項の規定により職業能力開発訓練の委託を受けた者がこの法律の施行前に偽りその他の不正な方法により訓練費用を受け、又はこれを受けようとした場合は、第16条第3項及び第5項の改正規定にかかわらず、従前の例による。
- (3) (職業能力開発訓練課程の認定制限及び追加徴収に関する経過措置) 第24条の規定により職業能力開発訓練課程の認可を受けた者が、この法律の施行前に偽りその他の不正な方法により費用の支援又は融資を受け、又はこれを受けようとした場合は、第25条第2項及び第4項の改正規定にかかわらず、従前の例による。

付則 (法律第9316号、2008.12.31)

(施行日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2、第25条第1項第3号及び第

48 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

(事業主等からの不正受給による認定取消等に関する適用例)

第 2 条 第 25 条第 1 項第 3 号の改正規定は、同改正規定の施行後最初に偽り又はその他の不正な方法により費用を受け、又は受けようとした場合から適用する。

(書類の保存義務違反による過怠金賦課に関する適用例)

第 3 条 第 48 条第 1 項第 2 号の改正規定は、同改正規定の施行後最初に支援・融資される職業能力開発事業費用関連書類を保存する場合から適用する。

付則（法律第 10337 号、2010. 5. 31）

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、2012 年 1 月 1 日から施行する。

(他の法律の廃止)

第 2 条 技能大学法は廃止する。

(職業能力開発訓練課程の認定に関する経過措置)

第 3 条 この法律の施行の際に、従前の第 24 条により認定を受けた職業能力開発訓練課程のうち従前の第 21 条第 1 項第 1 号により勤労者が訓練費用を支援又は融資受けることができる職業能力開発訓練を実施しようとする者が認定を受けた職業能力開発訓練課程は、第 19 条の改正規定により認定を受けた職業能力開発訓練課程とみなす。

(技能大学に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の「技能大学法」により設立されていた技能大学は、第 39 条の改正規定により設立された技能大学とみなす。

(処分等に関する一般的経過措置)

第 5 条 この法律の施行の際に、従前の「技能大学法」による行政機関の行為又は行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

(過怠金に関する経過措置)

第 6 条 この法律の施行前に技能大学でない者が技能大学又はこれと類似の名称を使用した行為に対して過怠金の規定を適用するときは、従前の「技能大学法」による。

(他の法律の改正)

第 7 条 (略)

(他の法令との関係)

第 8 条 この法律の施行の際に、他の法令において従前の「勤労者職業能力開発法」又はその規定及び従前の「機能大学法」又はその規定を引用していた場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従前の「勤労者職業能力開発法」又はその規定及び従前の「機能大学法」又はその規定に代えて、この法律又はこの法律の当該規定を引用したものとみなす。

付則 (法律第 11272 号、2012. 2. 1)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 5 カ月が経過した日から施行する。

(指定取消し等に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行前に指定取消し等の理由が発生した指定職業訓練施設に関しては、第 31 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の例による。

付則 (法律第 12627 号、2014. 5. 20)

この法律は、公布後 1 カ月が経過した日から施行する。

付則 (法律第 13042 号、2015. 1. 20)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(禁治産者等に対する経過措置)

第 2 条 第 29 条第 1 号及び第 34 条第 1 号の改正規定による被成年後見人・被限定後見人には、法

律第 10429 号民法一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者が含まれるとみなす。